⑵　生産者と関係者との連携の強化等 国及び地方公共団体は、生産者、農業協同組合系統組織、栄養教諭その他の教育関係者、食材納入業者等の関係者が連携した以下の体制が整備されるよう努める。	⑵　生産者と関係者との連携の強化等 国及び地方公共団体は、生産者等と栄養教諭その他の教育関係者、食材納入業者等の関係者が連携して行う、学校給食等の調理の実情に応じた規格・処理基準の作成、不作・不漁時の補完体制を含めた安定的な供給体制の整備等の取組を推進するよう努める。また、生産者の組織する団体、地方公共団体等が、地域の農林水産物の種類、収穫時期、生産量等に係る情報を提供することができるよう、必要な体制の整備に努める。
ア　地域において生産される農林水産物の種類や出荷時期、学校給食等の調理の実情に応じた規格等、それぞれの事情について、生産者と関係者が継続してコミュニケーションを行う場を設けることで相互理解を図る体制	（新設）
イ　食材の需要量、生産者の作付計画、日毎の出荷量等を考慮し、地域の農林水産物の需要と供給の効率的な調整を図る体制	（新設）
ウ　不作・不漁時の食材の補完、地域の農林水産物の持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成等を通じた食材を安定的に供給する体制	（新設）
⑶　（略）	⑶　（略）
4　地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保	4　地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保
⑴　多様な品目を安定的に生産する体制の整備等 国及び地方公共団体は、多様な品目を安定的に生産・供給するための新品種や栽培方法の導入、地域の消費者及び食品関連事業者の需要に応じた一次加工の取組等に対する支援に努める。また、鳥獣被害防止対策を持続的に実施する観点から、捕獲又は殺傷をした鳥獣の肉等について、その安全性を確保しつつ、ジビエ利用の取組を推進するよう努める。	⑴　多様な品目を安定的に生産する体制の整備等 国及び地方公共団体は、多様な品目を安定的に生産・供給するための新品種や栽培方法の導入、地域の消費者及び食品関連事業者の需要に応じた一次加工の取組等に対する支援に努める。また、鳥獣被害防止対策を持続的に実施する観点から、捕獲又は殺傷をした鳥獣の肉等について、その安全性を確保しつつ、加工、販売、料理への活用等を行う取組を推進するよう努める。
⑵・⑶　（略）	⑵・⑶　（略）
5　地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等 国及び地方公共団体は、国民一人一人が食について自ら考え、判断を行う能力を養うため、地域の農林水産物の利用の取組を通じて、食育の推進及び生産者と消費者との交流を図るよう努める。	5　地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等 国及び地方公共団体は、国民一人一人が食について自ら考え、判断を行う能力を養うため、地域の農林水産物の利用の取組を通じて、食育の推進及び生産者と消費者との交流を図るよう努める。
⑴　地域の農林水産物の生産、販売等の体験活動の促進 国及び地方公共団体は、農林水産物・食品の生産、販売等の現場における消費者の体験活動の促進や生産者との交流の機会の提供に努める。また、農泊、都市と農山漁村との間の交流、都市と農村との双方に居所を有する生活をすることのできる環境整備、市民農園の整備の推進その他必要な取組への支援に努める。	⑴　地域の農林水産物の生産、販売等の体験活動の促進 国及び地方公共団体は、農林水産物・食品の生産、販売等の現場における消費者の体験活動の促進や生産者との交流の機会の提供に努める。また、農山漁村における農作業等の宿泊体験活動、観光関係者と農山漁村地域が連携したグリーン・ツーリズムの推進の取組等による都市と農山漁村の交流の促進に努める。
⑵　（略）	⑵　（略）
6　国民の理解と関心の増進 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用に取り組む者の活動事例等のホームページ、機関誌等への掲載、地域の農林水産物を利用した各種イベントの開催・協力等により、国民の理解と関心の増進に努める。その際には、食料システムの各段階における関係者の取組や持続的な供給に要する合理的な費用について、理解がなされるよう配慮する。	6　国民の理解と関心の増進 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用に取り組む者の活動事例等のホームページ、機関誌等への掲載、地域の農林水産物を利用した各種イベントの開催・協力等により、国民の理解と関心の増進に努める。その際には、生産、流通、販売の各段階における生産者や事業者の取組や実情について、コスト面も含めた理解がなされるよう配慮する。
7　（略）	7　（略）
第４　（略）	第４　（略）
第３章　（略）	第３章　（略）